

広島県告示第六百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定施術機関の施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成三十年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
赤石鍼灸治療院	三原市田野浦二丁目七番六号 ベル放夢二番館二〇五号	三原市明神二丁目一六番二一〇号 ライルーセントII二〇二	平成三〇年四月二三日
赤石鍼灸治療院	三原市明神一丁目一三番一号	三原市田野浦二丁目七番六号 ベル放夢二番館二〇五号	平成三〇年七月一日